

東かがわ市財産活用提案事業 公募要領

この事業は、東かがわ市の所有する財産（土地・建物）を有効活用するため、自らが実施主体となる市民や事業者の皆様から、自由で創意工夫に富んだ発想やノウハウをいかした提案を募集するものです。活用を希望される方は、この要領をご承知の上、ご提案ください。

1 募集する提案

(1) 対象物件

別紙「参考物件一覧表」のほか全ての市有財産を対象とします。

※活用可能か事前に確認をしてください。

(2) 提案の内容

市有財産を活用した、自由で創意工夫に富んだ発想やノウハウをいかした提案。ただし、次のような提案はできませんので、御注意ください。

- ・東かがわ市に経費負担が発生する提案（十分な財政効果や東かがわ市の政策実現に寄与すると認められる提案は受け付けます。）
- ・提案者以外が実施主体となることを前提とした提案（提案者と実施主体者の間で合意がなされている場合は、共同で御提案ください。）
- ・現行法令等に抵触する提案

2 提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可能です。）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、提案者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ② 団体等が賦課されているすべての税（国税及び地方税）、その他の東かがわ市に対する金銭債務について滞納のある者
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者
- ⑤ その他、活用の実施主体として適当でないと市長が認める者

3 提案の方法

(1) 問合せ

提案を検討する財産に関する詳細な情報については、電話又はメールにて総務部財務課までお問い合わせください。なお、内容によっては回答までに時間をいただく場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 事前相談の受付

本公募事業をより効率的・効果的に運用するため、提案前の事前相談を受付します。

① 実施方法

「様式 事前相談書」に必要事項を記入のうえ、メール、FAX、郵送又は持参により東かがわ市総務部財務課に提出してください。

② 東かがわ市からのヒアリング

検討されている提案内容についてヒアリングを行います。その内容を踏まえて、提案の実現性・妥当性に関する意見照会を行い、関係法令に抵触する、提案の事業性に重大な課題がある等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることとなります。

③ 事前相談の結果

事前相談の結果、提案が可能と判断した事前相談については、詳細な事業計画を提出いただき、審査を行います。

(3) 審査

提案内容の採否について、東かがわ市において、審査を行います。

① 審査の方法

審査においては、次の観点から提案内容を総合的に評価します。

- ・東かがわ市施策との整合性
- ・社会的な妥当性
- ・事業性
- ・市民生活や地域経済に対する貢献
- ・東かがわ市の財政効果など

② 審査により決定する事項

審査を経て決定される事項は次のとおりです。

- ・提案の採否とその理由

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、提案者に文書で通知します。

4 提案採用後の流れ

(1) 要件整理・条件設定

提案を採用した場合は、東かがわ市において要件整理（例：境界確定等）や条件設定（例：売却額、貸付料等）などを行います。

※審査における提案採用後、要件整理や条件設定などに相当の期間を要する場合や、活用に向けた条件等が整わないため、採用した提案を実施できない場合がありますので、御了承ください。

(2) 契約者の選定

上記（1）の条件等に同意いただけた場合は、提案者を契約の相手方として選定します。

5 注意事項

- ① 各提出書類において、虚偽の内容を記載された場合は失格となります。
- ② 本件の提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- ③ 提出された書類は、原則として返却しません。
- ④ 提案内容等について、東かがわ市から提案者に連絡することがあります。また、必要に応じて提案申込書の補正や追加資料の提出をお願いすることがあります。

6 問合せ先

東かがわ市役所 総務部 財務課

住所：〒769-2792

東かがわ市湊1847番地1（東かがわ市役所本庁舎4階）

TEL：0879-26-1215

FAX：0879-26-1334

メール：hk-zaimu@city.higashikagawa.kagawa.jp